

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則をここに公布する。

平成 23 年 8 月 25 日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第 76 号

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 21 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 墓地等の経営の許可等の手続及び基準（第 3 条－第 12 条）

第 3 章 事前協議等（第 13 条・第 14 条）

第 4 章 計画の公開

第 1 節 標識の設置等（第 15 条－第 17 条）

第 2 節 計画の説明等（第 18 条－第 23 条）

第 5 章 紛争の解決（第 24 条・第 25 条）

第 6 章 経営管理（第 26 条－第 29 条）

第 7 章 雑則（第 30 条－第 33 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。）及び横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 23 年 2 月横浜市条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行については、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和 23 年厚生省令第 24 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

第 2 章 墓地等の経営の許可等の手続及び基準

（墓地等の経営の許可の申請等）

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定による申請は、法第 10 条第 1 項の許可を受けようとする者にあつては墓地等経営許可申請書（第 1 号様式）を、同条第 2 項の許可（墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の廃止に係るものを除く。）又は条例第 5 条第 1 項の許可を受けようとする者にあつては墓地区域等変更許可申請書（第 2 号様式）を、法第 10 条第 2 項の許可（墓地等の廃止に係るものに限る。）を受けようとする者にあつては墓地等廃止許可申請書（第 3 号様式）を市長に提出して行わなければならない

ない。

- 2 前項の墓地等経営許可申請書及び墓地区域等変更許可申請書には、当該墓地等に関する次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、一部の書類の添付を省略することができる。
- (1) 墓地等の敷地の境界線からの水平距離が 200 メートル以内の区域に存する道路、学校、公園及び住宅の位置並びにこれらの施設（道路を除く。）から墓地等の敷地の境界線までの水平距離を示した見取図
  - (2) 墓地等の敷地に係る不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 119 条第 1 項に規定する登記事項証明書及び同法第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する図面
  - (3) 墓地に係る条例第 4 条第 1 項の規定による申請をしようとする場合にあっては、当該墓地に係る次に掲げる図面
    - ア 土地利用計画図
    - イ 墓地の区域に係る求積図
    - ウ 既存の緑地の位置を明示した現況図及び当該緑地に係る求積図
    - エ 条例第 10 条第 2 号及び第 9 条の規定により設けることとなる緑地に係る求積図
    - オ 植栽計画図
    - カ 排水計画図
    - キ 管理棟（管理事務所を有する建築物をいう。）の各階平面図及び立面図
  - (4) 納骨堂に係る条例第 4 条第 1 項の規定による申請をしようとする場合にあっては、当該納骨堂に係る次に掲げる図面
    - ア 配置図
    - イ 各階平面図
    - ウ 立面図
    - エ 納骨室の断面図
    - オ 納骨装置の設計図
  - (5) 火葬場に係る条例第 4 条第 1 項の規定による申請をしようとする場合にあっては、当該火葬場に係る次に掲げる図面
    - ア 配置図
    - イ 各階平面図
    - ウ 立面図
    - エ 主燃炉の設計図
  - (6) 条例第 4 条第 1 項の規定による申請の理由を記載した書類
  - (7) 条例第 4 条第 1 項の規定による申請をしようとする者が宗教法人である場合にあっては、当該宗教法人の登記事項証明書、

- 規則及び宗教活動の実績に係る報告書（第 4 号様式）並びに当該宗教法人において当該墓地等の経営（法第 10 条第 2 項の許可又は条例第 5 条第 1 項の許可に係る申請）を決定したことを証する書類
- (8) 条例第 4 条第 1 項の規定による申請をしようとする者が公益法人である場合にあっては、当該公益法人の登記事項証明書及び定款並びに当該公益法人において当該墓地等の経営（法第 10 条第 2 項の許可又は条例第 5 条第 1 項の許可に係る申請）を決定したことを証する書類
- (9) 資金計画書（第 5 号様式）及び使用権設定計画書（第 6 号様式）
- (10) 墓地等の管理運営の方法を記載した書類
- (11) 条例第 37 条に規定する事業型墓地（以下「事業型墓地」という。）又は同条に規定する事業型納骨堂（以下「事業型納骨堂」という。）に係る条例第 4 条第 1 項の規定による申請をしようとする場合にあっては、財務に関する次に掲げる書類（アに掲げる書類にあっては、その内容について公認会計士又は監査法人による監査を受けたものに限る。）
- ア 当該申請をしようとする日が属する会計年度の直前の 6 箇年度分（当該申請をしようとする者について、その設立の日が属する会計年度から当該申請をしようとする日が属する会計年度の直前の会計年度までが 6 箇年度を経過していない場合）にあっては、当該設立の日が属する会計年度から当該申請をしようとする日が属する会計年度の直前の会計年度までの年度分）の会計年度について、各会計年度ごとに全ての会計に係る貸借対照表（第 7 号様式）、現金預金等明細表（第 8 号様式）、借入金等明細表（第 9 号様式）、寄附金等収入明細表（第 10 号様式）及び収支計算書（第 11 号様式）
- イ アの現金預金等明細表に記載されている預金又は貯金が確認できる預金通帳又は貯金通帳の写し
- ウ アに掲げる書類の内容について公認会計士又は監査法人による監査を受けたことを証する書類の写し
- (12) 条例第 25 条第 1 項の規定による紛争の解決の申出があった場合にあっては、条例第 27 条の規定により紛争の調整が終了したことの確認ができる書類の写し又は条例第 34 条第 4 項の規定により受けた通知書の写し
- (13) その他市長が必要と認める書類
- 3 第 1 項の墓地等廃止許可申請書には、当該墓地等に関する次に掲げる書類（火葬場に係る条例第 4 条第 1 項の規定による申請を

しようとする場合にあっては、第 5 号に掲げる書類を除く。)を添付しななければならない。ただし、市長が認めるときは、一部の書類の添付を省略することができ。

(1) 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類

(2) 条例第 4 条第 1 項の規定による申請の理由を記載した書類

(3) 条例第 4 条第 1 項の規定による申請をしようとする者が宗教法人である場合にあっては、当該宗教法人の登記事項証明書及び規則並びに当該宗教法人において当該墓地等の廃止について決定したことを証する書類

(4) 条例第 4 条第 1 項の規定による申請をしようとする者が公益法人である場合にあっては、当該公益法人の登記事項証明書及び定款並びに当該公益法人において当該墓地等の廃止について決定したことを証する書類

(5) 法第 8 条に規定する改葬許可証の写し又は改葬が完了していることを証する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(墓地又は納骨堂の設置等に係る資金)

第 4 条 条例第 4 条第 3 項に規定する規則で定める額は、当該墓地又は納骨堂の設置等に要する費用の 50 パーセントに相当する額とする。ただし、当該申請をする時に負債(当該墓地又は納骨堂の設置等に要する費用に係る負債を除く。)を有する場合にあっては、当該 50 パーセントに相当する額に当該負債の額を加えた額とする。

(墓地又は納骨堂の設置等に要する費用の借入先の金融機関)

第 5 条 条例第 4 条第 3 項に規定する規則で定める金融機関は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成 5 年法律第 44 号)第 2 条第 1 項各号に掲げる金融機関(同項第 2 号に規定する協同組合連合会を除く。)その他市長が認める金融機関とする。

(みなし許可に係る届出)

第 6 条 条例第 6 条の規定による届出は、墓地・火葬場新設等届出書(第 12 号様式)により行わなければならない。

2 前項の墓地・火葬場新設等届出書には、当該墓地又は火葬場に関する次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、一部の書類の添付を省略することができる。

(1) 都市計画事業の認可若しくは承認又は土地区画整理事業若しくは住宅街区整備事業の事業計画の認可を受けたことを証する書類

(2) 墓地又は火葬場の敷地の境界線からの水平距離が 200 メートル以内の区域に存する道路、学校、公園及び住宅の位置並びにこれらの施設(道路を除く。)から墓地又は火葬場の敷地の境

界線までの水平距離を示した見取図

- (3) 墓地に係る条例第 6 条の規定による届出をしようとする場合にあっては第 3 条第 2 項第 3 号アからキまで、火葬場に係る条例第 6 条の規定による届出をしようとする場合にあっては同項第 5 号アからエまでに掲げる図面

- (4) その他市長が必要と認める書類  
(登記から届出までの期間等)

第 7 条 条例第 7 条第 2 号に規定する規則で定める期間は、3 年とする。

2 宗教法人は、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する活動の実態が認められるものでなければならない。

(学校、公園及び住宅の敷地)

第 8 条 条例第 9 条に規定する学校、公園及び住宅の敷地については、東京都内及び神奈川県内の他の市の区域内の学校、公園及び住宅の敷地を含むものとする。

(緑地の設置基準)

第 9 条 条例第 10 条第 2 号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該墓地の敷地の境界線に接し、その内側に、幅員 3 メートル以上（幅員 3 メートルの緑地帯を設けた場合に、当該緑地帯の面積が条例第 10 条第 2 号の規定により算出される必要な緑地の面積を超える場合にあっては、当該緑地の面積を確保するために必要な幅員以上）の緑地帯を地域の実情に配慮して配置すること。ただし、市長が土地の形状又は墳墓の配置状況により、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (2) 条例第 10 条第 2 号及び前号の規定により緑地を設ける時に、当該緑地 20 平方メートルにつき、高さ 3 メートル以上の樹木が 1 本以上、高さ 1 メートル以上 3 メートル未満の樹木が 2 本以上、高さ 1 メートル未満の樹木が 15 本以上植えてあること。

(駐車場の設置基準)

第 10 条 条例第 10 条第 3 号の規定により設ける駐車場は、次に掲げる基準に適合するものをいう。

- (1) 駐車場の自動車の駐車用に供する部分は、駐車台数 1 台につき幅 2.3 メートル以上、奥行 5 メートル以上とすること。

- (2) 駐車場の自動車用の通路の幅員は、当該通路が相互通行の場合にあっては 4.5 メートル以上、一方通行の場合にあっては 2.5 メートル以上とすること。

- (3) 駐車中の他の自動車を移動することなく、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができる構造とするこ

と。

( 通 路 の 構 造 設 備 基 準 )

第 11 条 条 例 第 10 条 第 5 号 に 規 定 す る 規 則 で 定 め る 構 造 は 、 当 該 通  
路 内 に 車 椅子 を 使 用 す る 者 が 円 滑 に 通 過 で き る た め の ス ロ ー プ が  
備 え ら れ て い る も の と す る 。 た だ し 、 土 地 の 形 状 又 は 墳 墓 の 配 置  
状 況 に よ り 、 市 長 が 特 に 理 由 が あ る と 認 め る と き は 、 こ の 限 り で  
な い 。

( 墓 地 等 の 構 造 設 備 基 準 等 適 合 確 認 )

第 12 条 条 例 第 13 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 確 認 を 受 け よ う と す る 者 は  
、 当 該 工 事 が 完 了 し た 日 か ら 10 日 以 内 に 、 墓 地 等 構 造 設 備 基 準 等  
適 合 確 認 申 請 書 ( 第 13 号 様 式 ) に 、 当 該 許 可 に 条 例 第 5 条 第 4 項  
の 規 定 に よ り 条 例 第 13 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 確 認 を 受 け る ま で に  
具 備 し な け れ ば な ら ない 条 件 が 付 さ れ た 場 合 に あ っ て は 、 当 該 条  
件 を 具 備 し た こ と が 確 認 で き る 書 類 を 添 付 し て 市 長 に 提 出 し な け  
れ ば な ら ない 。

第 3 章 事 前 協 議 等

( 財 務 状 況 報 告 )

第 13 条 条 例 第 14 条 に 規 定 す る 報 告 書 は 、 財 務 状 況 報 告 書 ( 第 14 号  
様 式 ) と す る 。

2 条 例 第 14 条 に 規 定 す る 規 則 で 定 め る 書 類 は 、 次 の と お り と す る  
。

(1) 財 務 に 関 す る 次 に 掲 げ る 書 類 ( ア に 掲 げ る 書 類 に あ っ て は 、  
そ の 内 容 に つ い て 公 認 会 計 士 又 は 監 査 法 人 に よ る 監 査 を 受 け た  
も の に 限 る 。 )

ア 当 該 報 告 書 を 提 出 し よ う と す る 日 が 属 す る 会 計 年 度 の 直 前  
の 6 箇 年 度 分 ( 当 該 報 告 書 を 提 出 し よ う と す る 者 に つ い て 、  
そ の 設 立 の 日 が 属 す る 会 計 年 度 か ら 当 該 報 告 書 を 提 出 し よ う  
と す る 日 が 属 す る 会 計 年 度 の 直 前 の 会 計 年 度 ま で が 6 箇 年 度  
を 経 過 し て い ない 場 合 に あ っ て は 、 当 該 設 立 の 日 が 属 す る 会  
計 年 度 か ら 当 該 報 告 書 を 提 出 し よ う と す る 日 が 属 す る 会 計 年  
度 の 直 前 の 会 計 年 度 ま で の 年 度 分 ) の 会 計 年 度 に つ い て 、 各  
会 計 年 度 ご と に 全 て の 会 計 に 係 る 貸 借 対 照 表 、 現 金 預 金 等 明  
細 表 、 借 入 金 等 明 細 表 、 寄 附 金 等 収 入 明 細 表 及 び 収 支 計 算 書

イ ア の 現 金 預 金 等 明 細 表 に 記 載 さ れ て い る 預 金 又 は 貯 金 が 確  
認 で き る 預 金 通 帳 又 は 貯 金 通 帳 の 写 し

ウ ア に 掲 げ る 書 類 の 内 容 に つ い て 公 認 会 計 士 又 は 監 査 法 人 に  
よ る 監 査 を 受 け た こ と を 証 す る 書 類 の 写 し

(2) 墓 地 又 は 納 骨 堂 の 敷 地 の 境 界 線 か ら の 水 平 距 離 が 200 メ ー ト  
ル 以 内 の 区 域 に 存 す る 道 路 、 学 校 、 公 園 及 び 住 宅 の 位 置 並 び に  
こ れ ら の 施 設 ( 道 路 を 除 く 。 ) か ら 墓 地 又 は 納 骨 堂 の 敷 地 の 境

界線までの水平距離を示した見取図

- (3) 墓地に係る条例第 14 条の規定による報告書の提出をしようとする場合にあっては第 3 条第 2 項第 3 号アに掲げる図面、造成計画平面図及び造成計画断面図、納骨堂に係る条例第 14 条の規定による報告書の提出をしようとする場合にあっては同項第 4 号ア及びイに掲げる図面
- (4) 第 3 条第 2 項第 9 号に掲げる書類
- (5) 当該報告書の提出をしようとする者が宗教法人である場合にあっては、宗教活動の実績に係る報告書
- (6) その他市長が必要と認める書類
- (事前協議)
- 第 14 条 条例第 16 条の規定による協議は、事前協議書（第 15 号様式）を市長に提出して行わなければならない。
- 2 前項の事前協議書には、当該墓地等に関する次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、一部の書類の添付を省略することができる。
- (1) 第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる図面
- (2) 不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する図面
- (3) 現況図
- (4) 墓地に係る条例第 16 条の規定による協議をしようとする場合にあっては第 3 条第 2 項第 3 号ア及びカ、納骨堂に係る条例第 16 条の規定による協議をしようとする場合にあっては同項第 4 号アからウまで、火葬場に係る同条の規定による協議をしようとする場合にあっては同項第 5 号アからウまでに掲げる図面
- (5) 造成計画平面図
- (6) 造成計画断面図
- (7) 道路台帳平面図
- (8) 道路台帳区域線図
- (9) 認定路線図
- (10) 道水路等境界調査図
- 第 4 章 計画の公開
- 第 1 節 標識の設置等
- (周辺住民)
- 第 15 条 条例第 22 条第 1 項の規則で定める者は、墓地等の敷地の境界線からの水平距離が 110 メートル以内の範囲において住所を有する者を構成員に含む地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体とする。
- 2 条例第 22 条第 1 項に規定する周辺住民（以下「周辺住民」という。）には、東京都内及び神奈川県内の他の市の区域内の周辺住

民を含むものとする。

( 標 識 の 設 置 等 )

第 16 条 条例第 22 条第 1 項の標識は、第 16 号様式とする。

2 前項の標識は、墓地等の敷地が道路に接する部分（2 以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）に、地面から標識の下端までの高さがおおむね 1 メートルとなるように設置しなければならない。

3 第 1 項の標識は、当該墓地等の工事に係る条例第 13 条第 1 項の規定による確認を受けるまで撤去してはならない。

4 条例第 4 条第 2 項に規定する設置等予定者（以下「設置等予定者」という。）は、第 1 項の標識について、風雨等のため容易に破損しない方法で設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないよう維持管理しなければならない。

5 設置等予定者が当該申請に係る許可をしない処分の通知を受けた場合には、速やかに、当該標識を撤去するものとする。

( 標 識 を 設 置 す る 旨 の 届 出 )

第 17 条 条例第 22 条第 2 項の規定による届出は、標識設置届出書（第 17 号様式）により行わなければならない。

2 前項の標識設置届出書には、当該標識を設置する場所が明示された図面を添付しなければならない。

第 2 節 計画の説明等

( 計 画 説 明 )

第 18 条 条例第 23 条第 1 項の規定による説明（以下「計画説明」という。）は、次に掲げる事項について、次条第 1 項の規定による説明会の開催、同条第 4 項の規定による同項各号に掲げる書類の発送及び第 20 条の規定による個別の計画説明を行うことにより行わなければならない。

(1) 設置等予定者の名称

(2) 墓地等の名称及び所在地

(3) 墓地等の規模及び構造設備の概要

(4) 墓地等の管理運営の方法

(5) 工事の方法及び安全対策の概要

(6) 条例第 24 条第 3 項に規定する請求の方法

(7) 条例第 25 条第 1 項の規定による紛争の解決の申出の期限及び方法

( 説 明 会 の 開 催 等 )

第 19 条 設置等予定者は、計画説明のため、次条に定めるものを除くほか、3 回以上の説明会を開催しなければならない。

2 前項の規定により開催する説明会は、日曜日又は土曜日に 1 回以上行うものとする。

3 第 1 項の規定により開催する説明会は、開催する曜日、時間及び場所を変える等、多くの周辺住民が参加できるように配慮しなければならない。

4 設置等予定者は、第 1 項の規定による最初の説明会を開催する日の 14 日前までに、周辺住民に対し、書留郵便その他の引受け及び配達の記録を確認できる方法により、次に掲げる書類を発送しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 前条各号に掲げる事項が記載された書類
- (2) 第 1 項の規定による説明会の開催の日時及び場所を記載した書類
- (3) 次条の規定による計画説明の請求を行うための葉書
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(個別の計画説明)

第 20 条 設置等予定者は、周辺住民から前条第 1 項の規定により開催する説明会とは別に計画説明を行うよう請求があった場合には、当該周辺住民と計画説明を行う日時及び場所を調整の上、当該周辺住民に対して個別に計画説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 当該墓地等の敷地の境界線からの水平距離が 110 メートル以内の範囲において、土地又は建物を所有する者であって、横浜市内並びに横浜市に隣接する東京都内及び神奈川県内の市に住居を有しないものから計画説明を当該設置等予定者の指定する場所以外の場所において行うよう請求があった場合
- (2) 当該請求をした周辺住民の連絡先が不明である等のため、当該周辺住民と計画説明を行う日時及び場所を調整することができない場合
- (3) 当該請求をした周辺住民と計画説明を行う日時及び場所を調整したにもかかわらず、当該周辺住民が不在である等のため当該日時及び場所において当該周辺住民に計画説明を行うことができなかった場合  
(書類の送付等)

第 21 条 設置等予定者は、周辺住民に対し、第 19 条第 4 項各号に掲げる書類の送達をすることができなかった場合には、次に定めるところにより、当該書類の送付等を行わなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 19 条第 4 項ただし書の規定により市長が認めるときは、当該書類を当該周辺住民の住宅等に差し置かなければならない。
- (2) 第 19 条第 4 項の規定により発送した書類が当該周辺住民の都合により受領されなかった場合（当該周辺住民が当該書類の受

領を拒んだ場合を除く。) にあつては、当該書類を当該周辺住民に対し普通郵便等により送付し、又は当該周辺住民の住宅等に差し置かなければならない。

(説明内容を記載した書面)

第 22 条 条例第 23 条第 2 項に規定する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 計画説明を行った日時及び場所
- (2) 計画説明を行った者の氏名
- (3) 計画説明を受けた者の人数
- (4) 計画説明の内容
- (5) 当該説明した内容について質疑応答があつた場合にあつては、当該質疑応答の内容

(計画説明等の概要報告)

第 23 条 条例第 24 条第 1 項の規定による報告は、計画説明概要報告書(第 18 号様式)により行わなければならない。

2 条例第 24 条第 2 項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 計画説明で使用した資料
- (2) 周辺住民ごとの計画説明の実施状況(第 21 条の規定による送付等をした場合にあつては、当該送付等の実施状況を含む。)を記載した書類
- (3) 第 19 条第 4 項の規定により書類を発送した事実を証する書類
- (4) 当該墓地等の敷地の境界線からの水平距離が 110 メートル以内の範囲に存する土地又は建物に関する次に掲げる書類  
ア 地形図  
イ 住宅地図の写し  
ウ 不動産登記法第 119 条第 1 項に規定する土地及び建物に係る登記事項証明書又は同条第 2 項に規定する土地及び建物に係る書面並びに同法第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する図面
- (5) 周辺住民の名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

第 5 章 紛争の解決

(紛争の解決の申出)

第 24 条 条例第 25 条第 1 項の規定による紛争の解決の申出は、紛争解決申出書(第 19 号様式)により行わなければならない。

(紛争の調整又は調停の出席者)

第 25 条 条例第 25 条第 2 項に規定する紛争当事者(以下「紛争当事者」という。)以外の者は、条例第 26 条第 1 項の規定により市長が行う紛争の調整(以下「紛争の調整」という。)及び条例第 31

条第 1 項の規定により小委員会が行う調停（以下「調停」という。）に出席することができない。ただし、市長が相当と認めた紛争当事者の代理人については、この限りでない。

2 市長は、紛争の調整又は調停の手続のため必要があると認めるときは、紛争当事者の中から紛争の調整又は調停の手続における当事者となる 1 人又は数人の代表者を選定するよう求めることができる。

3 紛争当事者は、前項の規定により代表者を選定したときは、代表者選定届出書（第 20 号様式）を市長に提出しなければならない。

4 紛争当事者は、前項の規定により届け出た代表者を変更したときは、代表者変更届出書（第 21 号様式）を市長に提出しなければならない。

#### 第 6 章 経営管理

（帳簿の作成等をすべき収入の額）

第 26 条 条例第 37 条に規定する規則で定める額は、80,000,000 円とする。

（事業報告書）

第 27 条 条例第 37 条に規定する事業報告書は、第 22 号様式とする。

2 前項の事業報告書には、当該事業型墓地又は事業型納骨堂の使用の状況を示した書類を添付しなければならない。

（契約内容の基準）

第 28 条 条例第 38 条に規定する規則で定める基準は、別表左欄に掲げる事業型墓地又は事業型納骨堂の区分に従い、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

（市民の使用への配慮）

第 29 条 事業型墓地又は事業型納骨堂を設置する者は、当該事業型墓地又は事業型納骨堂を可能な限り市民の使用に供するよう配慮するものとする。

#### 第 7 章 雑則

（立入調査員証）

第 30 条 条例第 41 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（第 23 号様式）とする。

（申請事項等の変更の届出）

第 31 条 法第 10 条第 1 項若しくは第 2 項又は条例第 5 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可を受けた者の名称、事務所の所在地、代表者の氏名、墓地等の名称若しくは墓地等の管理者の変更又は墓地等の構造設備の変更（墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更に係る法第 10 条第 2 項の許可又は条例第 5 条第 1 項の許可に係るものを除く。）若しくは墳墓の区画の変更（墓

地の区域の変更に係る法第 10 条第 2 項の許可又は条例第 5 条第 1 項の許可に係るものを除く。)があったときは、速やかに、申請事項等変更届出書(第 24 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請事項等変更届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 当該許可を受けた者の名称、事務所の所在地又は代表者の氏名の変更があったときは、当該宗教法人又は当該公益法人の登記事項証明書

(2) 前項に規定する当該墓地等の構造設備又は墳墓の区画の変更があったときは、当該変更があった部分を明らかにした図面(書類の経由)

第 32 条 法、省令、条例及びこの規則の定めるところにより市長に提出する書類は、省令第 1 条に規定する埋葬又は火葬の許可の申請書、省令第 2 条に規定する改葬の許可の申請書、条例第 14 条に規定する報告書、条例第 37 条に規定する書類、第 14 条に規定する事前協議書、第 24 条に規定する紛争解決申出書並びに第 25 条第 3 項に規定する代表者選定届出書及び同条第 4 項に規定する代表者変更届出書を除き、正副 2 通とし、所管の福祉保健センター長を経由しなければならない。  
(委任)

第 33 条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 条例の施行の際現に条例による改正前の横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 14 年 12 月横浜市条例第 57 号。以下「旧条例」という。)第 20 条第 2 項の規定により任命されている委員で、条例附則第 2 項の規定により引き続き当該委員の職にあるものの(以下「旧条例の規定により任命された委員」という。)は、条例第 36 条第 1 項において準用する条例第 18 条第 2 項の規定により任命される委員(以下「条例の規定により任命される委員」という。)を兼ねるものとする。この場合において、条例の規定により任命される委員の任期は、条例第 36 条第 1 項において準用する条例第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、旧条例の規定により任命された委員の任期と同一とする。

3 前項に規定する旧条例の規定により任命された委員の任期が満了した場合における条例附則第 2 項の規定により旧条例第 19 条第

- 1 項に規定する横浜市墓地等設置紛争調停委員会が存続する間の当該委員会の委員については、条例の規定により任命される委員が条例附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例第 20 条第 2 項の規定により任命される委員を兼ねるものとする。
- 4 条例の施行の日以後に条例附則第 14 項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例第 34 条第 2 項の規定による身分を示す証明書の交付については、条例第 41 条第 2 項の規定による身分を示す証明書の交付をもって行ったものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に存する墓地又は納骨堂に係るこの規則による改正後の横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則（以下「新規則」という。）第 3 条第 2 項第 8 号、同条第 3 項第 4 号及び第 31 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、これらの規定に規定する公益法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 42 条第 1 項に規定する特例財団法人を含むものとする。この場合において、第 3 条第 2 項第 8 号及び同条第 3 項第 4 号中「定款」とあるのは、「整備法第 40 条第 2 項の規定により定款とみなされた寄附行為」とする。
- 6 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則第 12 号様式による立入調査員証は、条例第 41 条第 1 項の規定により立入調査を行う場合には、新規則第 23 号様式による立入調査員証とみなす。

別表（第 28 条）

事業型墓地又は事業型納骨堂の区分	契 約 内 容 の 基 準
契約に基づき使用権を設定し、当該使用権を承継することができる事業型墓地又は事業型納骨堂	契約に、次に掲げる事項が含まれていること。 1 契約の目的に関する事項 2 設定した使用権の内容に関する事項 3 使用料に関する事項 4 使用に当たっての経営者と使用者の責任分担に関する事項 5 管理料に関する事項 6 契約の更新に関する事項（当該使用権の存続期間が定められている場合に限る。）

	<p>7 使用者の地位の承継があった場合の届出に関する事項</p> <p>8 契約の解除並びに契約を解除した場合の使用料及び管理料の取扱いに関する事項</p> <p>9 契約の終了及び契約の終了後における死体、焼骨、墓石等の取扱いに関する事項</p>
<p>契約に基づき委託を受けて焼骨の埋蔵等及び管理が行われる事業型墓地又は事業型納骨堂</p>	<p>契約に、次に掲げる事項が含まれていること。</p> <p>1 契約の目的に関する事項</p> <p>2 委託事務の内容に関する事項</p> <p>3 委託料に関する事項</p> <p>4 契約の解除及び契約を解除した場合の委託料の取扱いに関する事項</p> <p>5 契約の終了及び契約の終了後における死体、焼骨、墓石等の取扱いに関する事項</p>

第 1 号様式 (第 3 条第 1 項)

墓地等経営許可申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

申請者 事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名

墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により墓地・納骨堂・火葬場の経営の許可を受けたいので、横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

墓 地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場	名 称	
	所 在 地	
	区域 (敷地)	(1)面積 $m^2$ (2)地目
	公益事業の有無 (墓地又は納骨堂 の場合)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

墓 地	墳 墓 の 数	基
	埋葬・埋蔵 の 区 分	<input type="checkbox"/> 埋葬 <input type="checkbox"/> 埋蔵 <input type="checkbox"/> 埋葬及び埋蔵 (内訳 )
	学校、公園又は 住宅との距離	m

納 骨 堂	建 物	構 造	造 階建
		建築面積	$m^2$ (延べ面積 $m^2$ )
	納骨装置		製 個

火 葬 場	建 物	構 造	造 階建
		建築面積	$m^2$ (延べ面積 $m^2$ )
	煙突の高さ		m
	主 燃 炉		式 基 幅 m × 奥行 m × 高さ m

管 理 者	住 所	
	氏 名	

(A 4)

第 2 号様式 (第 3 条第 1 項)

墓地区域等変更許可申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

申請者 事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名

- 墓地、埋葬等に関する法律第10条第 2 項の規定により墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更
- 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により墓地内の墳墓を設ける区域又は墳墓の数の変更

の許可を受けたいので、同条例第 4 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

墓 地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場	名 称	
	所在地	
変 更 内 容	変更事項	
	変 更 前	
	変 更 後	

(A 4)

第 3 号様式 (第 3 条第 1 項)

墓地等廃止許可申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

申請者 事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名

墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により墓地・納骨堂・火葬場の廃止の許可を受けたいので、横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

墓 地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場	名 称	
	所在地	
廃 止 内 容	区域 (敷地)	(1)面積 $m^2$ (2)地目
	その他の事項	
墓地又は納骨堂を廃止する場合は、改葬の状況		

(A 4)

第 4 号様式 (第 3 条第 2 項第 7 号)

宗教活動の実績に係る報告書

墓 地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場	名称	
	所在地	
信者の数		
宗教教師の数		
境内地の面積		
境内建物の延べ面積		
過去 3 箇年の宗教活動 の実績 (行事等)		

(A 4)

第 5 号様式 (第 3 条第 2 項第 9 号)

資金計画書

	合計	年	年	年	年	年	年
収入	借入金						
	自己資金						
	永代使用料						
	管理料						
	合計						
支出	用地費						
	建築費						
	造成費						
	設計費						
	予備費						
	広告費						
	園内整備費						
	修繕積立費等						
	管理費						
	合計						
返済計画	返済額						
	利息						
	残額						
差額	年度ごとの差額 (収入-支出-返済)						
	繰越残高 (収入-支出-返済+前年度繰越分)						

(注意) 次の書類を添付してください。

- 1 借入金の契約書 (写し)
- 2 墓地の区画の種類ごとの管理料収入一覧
- 3 土地の売買契約書 (写し)
- 4 建築費、造成費、設計費等の見積書 (写し)
- 5 管理費支出の内訳
- 6 管理業務を委託する場合は、委託契約書 (写し) 又は見積書 (写し)

(A4)

第 6 号様式 (第 3 条第 2 項第 9 号)

使用権設定計画書

区画の種類	永代使用料	年	年	年	年	年	年	年	年	合計
㎡	/ 1 区画当たり	区画								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
㎡	/ 1 区画当たり	区画								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
㎡	/ 1 区画当たり	区画								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
㎡	/ 1 区画当たり	区画								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
㎡	/ 1 区画当たり	区画								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
㎡	/ 1 区画当たり	区画								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
㎡	/ 1 区画当たり	区画								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	合計区画数	区画								
	合計金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(A4)

第 7 号様式（第 3 条第 2 項第 11 号ア）

貸借対照表

年 月 日現在

科 目	一般会計	特別会計	合 計
I 資産の部			
1 特 別 財 産			
特別財産合計			
2 基 本 財 産			
基本財産合計			
3 普 通 財 産			
(1) 固定資産			
固定資産合計			
(2) 流動資産			
流動資産合計			
普通財産合計			
資産合計			
II 負債の部			
1 固 定 負 債			
固定負債合計			
2 流 動 負 債			
流動負債合計			
負債合計			
III 正味財産の部			
正味財産			
負債及び正味財産合計			

(A4)

第 8 号様式(第 3 条第 2 項第 11 号ア)

現金預金等明細表

年 月 日現在

種 別	前期末残高	当期末残高	増 減 額
現 金			
預 金			
貯 金			
合 計			

(注意) 預金又は貯金の明細は、種別ごとに金融機関名及び支店名を記載してください。

(A4)

第 9 号様式(第 3 条第 2 項第 11 号ア)

借入金等明細表

年 月 日現在

区 分		前期末 残 高	当期末 残 高	平 均 利 率	返 済 期 限	摘 要
長期 借 入 金	金融機関					
	金融機関以外					
短期 借 入 金	金融機関					
	金融機関以外					
その他の負債						
合 計						

- (注意) 1 担保が付されている場合は、その内容(土地、建物等)を摘要欄に記載してください。
- 2 その他の負債については、その内容(預り保証金・預り金・未払金)を記載してください。

(A4)

第 10 号様式(第 3 条第 2 項第 11 号ア)

寄附金等収入明細表

年 月 日現在

寄附者	寄附金額 (単位：千円)	寄附日	摘要
合 計			

(注意) 1 寄附の明細は、案件ごとに記載してください。ただし、1 件当たりの寄附金額が 1,000 千円未満の場合、案件を一括して記載することができます。

2 現金以外の寄附を受けた場合には、摘要欄にその旨を記載してください。

(A4)

第 11 号様式（第 3 条第 2 項第 11 号ア）

収支計算書

自 年 月 日

至 年 月 日

(収入の部)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
当年度収入合計(A)				
前年度繰越収支差額				
収 入 合 計(B)				

(支出の部)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
当年度支出合計(C)				
次年度繰越収支差額 (B)-(C)				
支 出 合 計				
当年度収支差額(A)-(C)				

(A 4)

第12号様式（第6条第1項）

墓地・火葬場新設等届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

届出者 事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名

墓地、埋葬等に関する法律第11条第1項又は第2項の規定により都市計画事業（土地区画整理事業・住宅街区整備事業）による墓地・火葬場を新設・変更・廃止しましたので、横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第6条の規定により次のとおり届け出ます。

墓地 ・ 火葬場	名 称		
	所 在 地		
	区域（敷地）	(1)面積 $m^2$	(2)地目
	公益事業の有無 (墓地の場合)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

墓 地	墳 墓 の 数	基	
	埋葬・埋蔵 の 区 分	<input type="checkbox"/> 埋葬	<input type="checkbox"/> 埋蔵 <input type="checkbox"/> 埋葬及び埋蔵（内訳）
	学校、公園又は 住宅との距離	m	
火 葬 場	建 構 造	造 階建	
	物 建築面積	$m^2$ （延べ面積 $m^2$ ）	
	煙突の高さ	m	
	主 燃 炉	式 基 幅 m × 奥行 m × 高さ m	

管 理 者	住 所	
	氏 名	

(A 4)

第13号様式（第12条）

墓地等構造設備基準等適合確認申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

申請者 事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第13条第1項の規定により墓地・納骨堂・火葬場が構造設備基準等に適合していることの確認を受けたいので、次のとおり申請します。

墓 地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場	名 称	
	所在地	
	区 域 (敷地)	(1)面積 $m^2$ (2)地目
許可年月日及び 許 可 番 号	年 月 日 横浜市 指令第 号	
新設又は変更の別	新 設 ・ 変 更	
工事完了年月日	年 月 日	

(A 4)

第14号様式（第13条第1項）

財務状況報告書

年 月 日

(報告先)  
横浜市長

報告者 事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第14条の規定により墓地・納骨堂の設置等に係る財務状況について、次のとおり報告します。

墓地 ・ 納骨堂	所在地	
	区域（敷地）	(1)面積 $m^2$ (2)地目

墓 地	墳墓の数	基
	埋葬・埋蔵 の 区 分	<input type="checkbox"/> 埋葬 <input type="checkbox"/> 埋蔵 <input type="checkbox"/> 埋葬及び埋蔵（内訳）
納 骨 堂	建 構 造	造 階建
	物 建築面積	$m^2$ （延べ面積 $m^2$ ）
	納骨装置	製 個

資金計画			
① 総事業費			円
② 現金預金	円	③ 負債	円
$(②-③)/① \times 100$ (自己資金率)			%
借入予定金額	円	借入予定先	

(注意) 負債は、当該墓地又は納骨堂の設置等に要する費用に係る負債を除いて記載してください。

(A4)

第 15 号様式 (第 14 条第 1 項)

事前協議書

年 月 日

(提出先)  
横浜市長

提出者 事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第 16 条の規定により墓地・納骨堂・火葬場の計画について次のとおり協議をします。

1 墓地・納骨堂・火葬場の所在地等

墓地・納骨堂・火葬場の所在地 (開発事業区域に含まれる地番を全て記入してください。)	
開発事業区域の面積	m <sup>2</sup> (うち墓地・納骨堂・火葬場の面積 m <sup>2</sup> )

2 墓地・納骨堂・火葬場の区域内の土地の現況

敷地の概要	区域区分	市街化区域/市街化調整区域					
	用途地域	地域	高度地区	外・内 (第 種高度地区)			
	その他の地域地区	都市計画施設					
	建ぺい率	%		容積率	%		
	宅地造成等規制法	規制区域 内・外	風致地区		内 ・ 外		
開発事業の種類	<input type="checkbox"/> ①開発行為 <input type="checkbox"/> ②市街化調整区域における建築物の建築 <input type="checkbox"/> ③宅地造成						
地目別	区 分	宅 地	農 地	山 林	官有地	その他	計
	面 積	m <sup>2</sup>					
	比 率	%	%	%	%	%	100%

3 土地利用計画の内訳

1 開発の目的及び区画数	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場 ( 区画)					
2 進入路及び道路計画						
3 流末排水・汚水及び上水道計画						
4 公園及び緑地の計画	公 園		緑 地			
5 消 防 水 利 計 画						
6 公益的施設の計画						
7 駐車場附置台数						
8 着手予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日			
予定される建築物等	用途	面積	建築面積 m <sup>2</sup> (延べ m <sup>2</sup> )			
	構造	造 地上 階 地下 階				
利用区分	墓地・納骨堂・火葬場	公共施設用地	公益的施設用地	その他	計	
面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
比 率	%	%	%	%	100%	
公共施設	道路	公園緑地	排水施設	貯水施設	その他	計
面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
比 率	%	%	%	%	%	%
土 量	搬出入量	搬出・入 m <sup>3</sup> (切土 m <sup>3</sup> ・盛土 m <sup>3</sup> )				

(A 4)

第16号様式（第16条第1項）

墓地（納骨堂・火葬場）の設置（変更）計画のお知らせ			
墓地・納骨堂・火葬場	名称		
	所在地		
	区域（敷地）	(1)面積 $m^2$ (2)地目	
	公益事業の有無 (墓地又は納骨堂の場合)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
施設等の概要	墓地	墳墓の数	基
		埋葬・埋蔵の区分	<input type="checkbox"/> 埋葬 <input type="checkbox"/> 埋蔵 <input type="checkbox"/> 埋葬及び埋蔵（内訳）
	納骨堂・火葬場	構造	造 階建
		建築面積	$m^2$ （延べ面積 $m^2$ ）
		施設概要	
経営者	事務所の所在地		
	名称		
	代表者の氏名		
標識設置届出年月日		年 月 日	
標識設置年月日		年 月 日	

次の事項については、計画説明概要報告書提出後に記載します。

計画説明概要報告書 提出年月日	年 月 日
紛争の解決の申出の 期限	年 月 日

次の事項については、墓地等経営（変更）許可後に記載します。

許可年月日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日

この標識は、横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づき設置したものです。この計画についてのお問合せ先は、次のとおりです。	
事務所の所在地	
名称	電話 ( )
担当者の名称	

(縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上)

第17号様式（第17条第 1 項）

（表）

標識設置届出書

年 月 日

（届出先）  
横浜市長

届出者 事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第22条第 1 項の規定により標識を設置しますので、同条第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。

墓 地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場	名 称	
	所在地	
標識設置予定年月日		年 月 日

（A 4）

(裏)

設置する標識は、次のとおりです。

墓地（納骨堂・火葬場）の設置（変更）計画のお知らせ			
墓地・納骨堂・火葬場	名称		
	所在地		
	区域（敷地）	(1)面積 $m^2$ (2)地目	
	公益事業の有無 (墓地又は納骨堂の場合)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
施設等の概要	墓地	墳墓の数	基
		埋葬・埋蔵の区分	<input type="checkbox"/> 埋葬 <input type="checkbox"/> 埋蔵 <input type="checkbox"/> 埋葬及び埋蔵（内訳 ）
	納骨堂・火葬場	構造	造 階建
		建築面積	$m^2$ （延べ面積 $m^2$ ）
		施設概要	
経営者	事務所の所在地		
	名称		
	代表者の氏名		
標識設置届出年月日	年 月 日		
標識設置年月日	年 月 日		

次の事項については、計画説明概要報告書提出後に記載します。

計画説明概要報告書 提出年月日	年 月 日
紛争の解決の申出の 期限	年 月 日

次の事項については、墓地等経営（変更）許可後に記載します。

許可年月日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日

この標識は、横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づき設置したものです。  
この計画についてのお問合せ先は、次のとおりです。

事務所の所在地  
名称 電話 ( )  
担当者の氏名

第18号様式（第23条第1項）

計画説明概要報告書

年 月 日

(報告先)  
横浜市長

報告者 事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第23条第1項の規定により墓地・納骨堂・火葬場の設置等の計画について周辺住民に説明しましたので、同条例第24条第1項の規定により次のとおり報告します。

墓 地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場	名 称	
	所在地	
説 明 日 時		
説 明 の 状 況		

(A 4)

第19号様式（第24条）

紛争解決申出書

年 月 日

(申出先)  
横浜市長

申出者 住所

氏名

〔 法人又は団体の場合は、事務所の所  
在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名 〕

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第25条第1項の規定により次のとおり紛争の解決の申出をします。

墓 地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場	名 称	
	所在地	
紛争の 解決を 求める 相手方	事務所の 所在地	
	法人の名称 及び代表者 の氏名	
墓地等の設置等 についての意見		
そ の 他		

(A 4)

第20号様式（第25条第 3 項）

代表者選定届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

届出者 住所

氏名

〔法人又は団体の場合は、事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則第25条第 2 項の規定により代表者を選  
定しましたので、同条第 3 項の規定により次のとおり届け出ます。

墓 地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場	名 称		
	所在地		
紛争の解決を求め る相手方の住所・ 氏名 (法人・団体の場合 は、事務所の所在 地・名称・代表者の 氏名)			
代表者の氏名及び 住所又は事務所の 所在地	氏 名	住所又は事務所の所在地	

(A 4)

第21号様式（第25条第 4 項）

代表者変更届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

届出者 住所

氏名

〔法人又は団体の場合は、事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則第25条第 3 項の規定により届け出た代表者を変更しましたので、同条第 4 項の規定により次のとおり届け出ます。

墓 地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場	名 称		
	所在地		
紛争の解決を求め る相手方の住所・ 氏名 (法人・団体の場合 は、事務所の所在 地・名称・代表者の 氏名)			
変更前の代表者の 氏名及び住所又は 事務所の所在地	氏 名	住所又は事務所の所在地	
変更後の代表者の 氏名及び住所又は 事務所の所在地			

(A 4)

第22号様式（第27条第1項）

事業報告書

年 月 日

(提出先)  
横浜市長

提出者 事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第37条の規定により事業報告書を次のとおり提出します。

墓地 ・ 納骨堂	名 称	
	所 在 地	
	敷地及び建物の所有者	

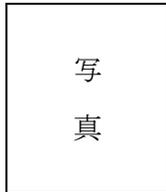
墓 地	墳墓の総数及び 墳墓の区域の総面積	基	m <sup>2</sup>
	当該会計年度末における全ての契約状況		
	契約を締結している墳墓の 数及び墳墓の区域の面積	基	m <sup>2</sup>
	契約を締結していない墳墓 の数及び墳墓の区域の面積	基	m <sup>2</sup>
	当該会計年度（1年度）における契約状況		
	契約を締結した墳墓の数及 び墳墓の区域の面積	基	m <sup>2</sup>
	契約を解除した墳墓の数及 び墳墓の区域の面積	基	m <sup>2</sup>
納 骨 堂	納骨装置の総数	個	
	当該会計年度末における全ての契約状況		
	契約を締結している 納骨装置の数	個	
	契約を締結していない 納骨装置の数	個	
	当該会計年度（1年度）における契約状況		
	契約を締結した 納骨装置の数	個	
	契約を解除した 納骨装置の数	個	

(A4)

第23号様式（第30条）

（表）

第 号



立入調査員証

職 名  
氏 名

年 月 日生

上記の者は、横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第41条第1項の規定により立入調査を行う者であることを証明します。

年 月 日

横浜市長



(A 7)

（裏）

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例（抜粋）

（立入調査）

第41条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第24号様式（第31条第 1 項）

申請事項等変更届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

届出者 事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名

申請事項等に変更がありましたので、横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則第31条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

墓 地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場	名 称	
	所在地	
変 更 内 容	変更事項	
	変 更 前	
	変 更 後	

(A 4)